

## ○遺族補償年金前払一時金の支給事務の実施について

昭和56年12月25日地基企第53号  
各支部事務長あて 企画課長

第1次改正 昭和60年10月1日地基企第30号  
第2次改正 昭和62年2月1日地基企第3号  
第3次改正 平成2年10月1日地基企第21号  
第4次改正 平成3年4月1日地基企第14号  
第5次改正 平成6年3月28日地基企第15号  
第6次改正 平成8年7月29日地基企第54号  
第7次改正 平成13年3月21日地基企第17号

標記については、下記事項に留意の上、その実施に遺漏のないように願います。

### 記

#### 1 遺族補償年金の支給停止期間の算定

(1) 地方公務員災害補償法施行規則（以下「規則」という。）附則第4条の8第1項の規定により遺族補償年金の支給が停止される期間（以下「支給停止期間」という。）は、年金額の増減に伴い変動することとなるので、予め算定しておくことはできないものであること。

なお、支給停止期間の算定は、実務上支払期月ごとに行うものとする。 （別紙1の1参照）  
（第1次改正・一部）

(2) 規則附則第4条の8第1項第1号の「遺族補償年金前払一時金が支給された月」とは、遺族補償年金前払一時金が現実に支払われた月をいうものであること。 （第1次改正・一部）

(3) 規則附則第4条の5第1項本文の申出の場合における規則附則第4条の8第1項第1号の「遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の法第40条第3項に定める支払期月から一年を経過する月以前の各月に支給されるべき遺族補償年金の額」（規則附則第4条の8第1項に規定する特例遺族補償年金受給権者の申出の場合は、同項に規定する支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）は、遺族補償年金前払一時金を支払った月が、遺族補償年金の支給事由が生じた日の属する月でかつ最初の支払期月の前月となる時（特例遺族補償年金受給権者の申出の場合は、支給停止解除年齢に達する月の翌月が、最初の支払期月以後1年後の各月となる時）以外には、1年分の年金額を超えることとなること。 （別紙1の1参照） （第1次改正・一部）

(4) 遺族補償年金に係る平均給与額の改定により年金額が改定された場合には、改定後の年金額によって支給停止期間の再算定を行うものであること。 （第1次改正・一部）

#### 2 支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額

規則附則第4条の8第2項に規定する支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、実務上当該支給の停止が終了する月に係る年金の支払期月の支払額として計算すること。 （別紙1の1参照） （第1次改正・一部、第6次改正・一部）

#### 3 遺族補償年金記録簿の記入

規則附則第4条の8第1項の規定により遺族補償年金の支給が停止されている間の遺族補償年金記録簿（補償の請求書等の様式に関する規程別紙様式第57号）の裏面の「遺族補償年金」の項については、「支給に係る月」の欄に遺族補償年金が支給される場合に記入すべき支給に係る月を、「年齢」の欄に地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第2条第11項の基準日における被災職員の年齢を「備考」の欄に「停止」と、それぞれ赤字で記入すること。 （別紙1の2参照） （第1次改正・一部、第2次改正・一部、第3次改正・一部、第5次改正・一部、第6次改正・一部）

#### 4 遺族補償年金支給停止期間算定調書の作成

遺族補償年金の支給停止期間の算定については、別紙2の様式又はこれに準ずる様式による調書を作成し、算定過程等を明確にしておくこと。

別紙1 遺族補償年金前払一時金の支給事務に関する具体例（第1次改正・全部、第3次改正・全部、第6次改正・全部）

#### 1 遺族補償年金の支給停止期間の算定例

##### (1) 規則附則第4条の5第1項本文の場合

〈例〉（平均給与額の改定はないものとする。）

平成8年6月11日 死亡

平成8年12月9日 遺族補償年金の支給決定（遺族の数・・・3人）

平均給与額 9,131円

年金額 9,131円×223日=2,036,213

⇒2,036,200円（法第39条の2による端数処理）

平成8年12月16日 遺族補償年金前払一時金支給の申出（600日分）

平成8年12月26日 遺族補償年金前払一時金の支払

支払額 9,131円×600日=5,478,600円

平成9年2月

前払一時金支払後の最初の支払期月

⇒平成10年1月が規則附則第4条の8第1項に定める遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の支払期月から1年を経過する月となる。

平成10年8月5日 年金額の改定事由発生（遺族3人→2人）

年金額 9,131円×201日=1,835,331

⇒1,835,300円（法第39条の2による端数処理）

平成11年6月

遺族補償年金の支給停止が終了する支払期月

$$\text{支給額} \left( \begin{array}{l} 11年6月期 \\ \text{に支給すべ} \\ \text{き年金額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} 11年4月 \\ \text{期の残額} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} 11年6月 \\ \text{期分に係} \\ \text{る控除率} \end{array} \right)$$

=305,883-117,030×1.1

=177,150⇒177,150円

（参考）控除額（規則附則第4条の8第1項第1号及び第2号の額）の計算例

##### ①平成10年2月期まで（規則附則第4条の8第1項第1号）

8年8月期・・・2,036,200×1/12=169,683 1/3⇒169,683

8年10月期・・・2,036,200×2/12=339,366 2/3⇒339,366

9年2月期・・・2,036,200×2/12+これまでに切捨てた端数  
=339,366 2/3+5/3=339,368 1/3⇒339,368

##### ②平成10年4月以降（規則附則第4条の8第1項第2号）

各月に支給されるべき遺族補償年金の額（①と同様の計算）÷控除率

○「控除率」とは、規則附則第4条の8第1項第2号の「100分の5に等該支払期月以後の経過年数を乗じて得た数に1を加えた数」をいう。

平成10年2月～平成11年1月分⇒5/100×1+1=1.05

平成11年2月以降 ⇒5/100×2+1=1.1

※年金額が改定された場合の①の計算例

10年10月期・・・2,036,200×1/12+1,835,300×1/12

=169,683 1/3+152,941 2/3⇒322,625

支給に係る月	支払 期月	支給すべ き額(A)	控除 率(B)	控除額 (A/B)	残 額	備 考
年 月～年 月		円		円	円	
					(5,478,600)	(前払一時金) 支払額
8・7	8月	169,683	—	169,683	5,308,917	
〃・8～8・9	10月	339,366	—	339,366	4,969,551	
〃・10～〃・11	12月	〃	—	〃	4,630,185	12月26日 前払 一時金支払
〃・12～9・1	2月	339,368	—	339,368	4,290,817	2月 前払一時 金支払後の最 初の支払期月
9・2～〃・3	4月	339,366	—	339,366	3,951,451	
〃・4～〃・5	6月	〃	—	〃	3,612,085	
〃・6～〃・7	8月	〃	—	〃	3,272,719	
〃・8～〃・9	10月	〃	—	〃	2,933,353	
〃・10～〃・11	12月	〃	—	〃	2,593,987	
〃・12～10・1	2月	339,370	—	339,370	2,254,617	
10・2～〃・3	4月	339,366	1.05	323,205.4	1,931,412	経過年数 = 1
〃・4～〃・5	6月	〃	〃	〃	1,608,207	
〃・6～〃・7	8月	〃	〃	〃	1,285,002	
〃・8～〃・9	10月	322,625	〃	307,261.9	977,741	9月 年金額改 定
〃・10～〃・11	12月	305,883	〃	291,317.4	686,424	
〃・12～11・1	2月	305,885	〃	291,319.0	395,105	
11・2～〃・3	4月	305,883	1.1	278,075.4	117,030	経過年数 = 2
〃・4～〃・5	6月	〃	〃	〃	(△161,045)	支給停止終了

○ 平成11年6月期が遺族補償年金の支給の停止が終了する支払期月となる。(規則附則第4条の8第2項に規定する「支給の停止が終了する月」は平成11年4月である。)

(2) 規則附則第4条の5第1項本文の場合で、法第2条第4項から第8項までの規定により平均給与額として計算した額が、当該被災職員の基準日における年齢の属する年齢階層に係る最低限度額に満たない場合(第7次改正・一部)

<例> (法第2条第9項の規定による年金たる補償の額の算定に用いる平均給与額の改定及び同条第11項の規定による総務大臣の定める額の改定は行われないものとする。)

平成8年6月15日 死亡

平成8年8月8日 遺族補償年金の支給決定(遺族の数・・・3人)

- ・被災職人の生年月日 昭和37年1月3日
- ・被災職員の平成8年4月1日における年齢 34歳
- ・法第2条第11項の規定による総務大臣の定める額

年齢階層	最低限度額
30歳以上35歳未満	7,003円

- ・法第2条第4項から第8項までの規定により平均給与額として計算した額  
6,948円
- ・当該遺族補償年金の額の算定の基準として用いる平均給与額

7,003円

- ・支給決定時の年金額7,003円×223日=1,561,669  
⇒1,561,700円（法第39条の2による端数処理）

平成8年8月20日 遺族補償年金前払一時金支給の申出（600日分）

平成8年9月5日 遺族補償年金前払一時金の支払

支払額 6,948円×600日=4,168,800円

〔この場合の平均給与額は、法第2条第4項から第8項までの規定により平均給与額として計算した額を用いる。〕

平成8年10月

前払一時金支払後の最初の支払期月

⇒平成9年9月が規則附則第4条の8第1項に定める遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の支払期月から1年を経過する月となる。

平成9年4月1日 年齢階層区分の変更（34歳⇒35歳）による年金額の改定

- ・被災職員の平成9年4月1日における年齢 35歳
- ・法第2条第11項の規定による総務大臣の定める額

年齢階層	最低限度額
35歳以上40歳未満	7,374円

年金額 7,374円×223日=1,644,402

⇒1,644,400円（法第39条の2による端数処理）

平成11年4月

遺族補償年金の支給停止が終了する支払期月

支給額  $\left( \begin{matrix} 11年4月期 \\ \text{に支給すべ} \\ \text{き年金額} \end{matrix} \right) - \left( \begin{matrix} 11年2月 \\ \text{期の残額} \end{matrix} \right) \times \left( \begin{matrix} 11年4月 \\ \text{期分に係} \\ \text{る控除率} \end{matrix} \right)$

=274,066-110,931×1.1

=152,041.9⇒152,041円

（控除額（規則附則第4条の8第1項第1号及び第2号の額）の計算例については、(1)の例による。）

支給に係る月	支払期月	支給すべき額(A)	控除率(B)	控除額(A/B)	残 額	備 考
年 月～年 月		円		円	円	
8・7	8月	130,141	—	130,141	4,038,659	〔前払一時金〕 支払額
〃・8～8・9	10月	260,283	—	260,283	3,778,376	
〃・10～〃・11	12月	〃	—	〃	3,518,093	9月5日 前払 一時金支払 10月 前払一時 金支払後の最 初の支払期月
〃・12～9・1	2月	260,284	—	260,284	3,257,809	
9・2～〃・3	4月	260,283	—	260,283	2,997,526	
〃・4～〃・5	6月	274,066	—	274,066	2,723,460	
〃・6～〃・7	8月	〃	—	〃	2,449,394	
〃・8～〃・9	10月	〃	—	〃	2,175,328	
〃・10～〃・11	12月	〃	1.05	261,015.2	1,914,313	経過年数=1

〃・12～10・1	2月	274,069	〃	261,018.〇	1,653,295	
10・2～〃・3	4月	274,066	〃	261,015.〇	1,392,280	
〃・4～〃・5	6月	〃	〃	〃	1,131,265	
〃・6～〃・7	8月	〃	〃	〃	870,250	
10・8～10・9	10月	274,066	1.05	261,015.〇	609,235	
-----						
〃・10～〃・11	12月	〃	1.1	249,150.〇	360,085	経過年数=2
〃・12～11・1	2月	274,070	〃	249,154.〇	110,931	
11・2～〃・3	4月	274,066	〃	249,150.〇	(△138,219)	支給停止終了

○ 平成11年4月期が遺族補償年金の支給の停止が終了する支払期月となる。(規則附則第4条の8第2項に規定する「支給の停止が終了する月」は平成11年2月である。)

(3) 規則附則第4条の8第1項に規定する特例遺族補償年金受給権者の申出の場合

<例> (平均給与額の改定はないものとする。)

平成8年12月11日 死亡

平成9年5月7日 遺族補償年金の支給決定

特例遺族補償年金受給検者 父(昭和12年9月10日生)

平均給与額 9,542円

年金額 9,542円×153日=1,459,926

⇒1,459,900円(法第39条の2による端数処理)

平成9年5月14日 遺族補償年金前払一時金支給の申出(400日分)

平成9年5月29日 遺族補償年金前払一時金の支払

支払額 9,542円×400日=3,816,800円

平成9年6月 前払一時金支払後の最初の支払期月

⇒平成10年5月が規則附則第4条の8第1項に定める遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の支払期月から1年を経過する月となる。

平成9年9月9日 被災職員の父が60歳に達することとなり、10月から法附則第7条の2第4項による年金の支給停止が解除されることとなるとともに、同月から規則附則第4条の8第1項により年金の支給が停止される。

平成12年8月 遺族補償年金の支給停止が終了する支払期月

$$\text{支給額} \left( \begin{array}{l} 12\text{年}8\text{月期} \\ \text{に支給すべ} \\ \text{き年金額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} 12\text{年}6\text{月} \\ \text{期の残額} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} 12\text{年}8\text{月} \\ \text{期分に係} \\ \text{る控除率} \end{array} \right)$$

=243,316-125,977×1.15

=98,442.45⇒98,442円

(控除額(規則附則第4条の8第1項第1号及び第2号の額)の計算例については、(1)の例による。)

支給に係る月	支払期月	支給すべき額(A)	控除率(B)	控除額(A/B)	残 額	備 考
年 月～年 月		円		円	円	
					(3,816,800)	(前払一時金) 支払額
9・1	2月	↑				
〃・2～9・3	4月	特例遺族				
〃・4～〃・5	6月	補償年金				
		受給権者				5月29日 前払一時金支払

		の年金の				6月 前払一時 金支払後の最 初の支払期月
〃・6～〃・7	8月	支給停止				
〃・8～〃・9	10月	↓				
〃・10～〃・11	12月	243,316	—	243,316	3,673,484	10月 特例遺族 補償年金受給 権者の支給停 止解除
〃・12～10・1	2月	243,317	—	243,317	3,330,167	
10・2～〃・3	4月	243,316	—	243,316	3,086,851	
〃・4～〃・5	6月	〃	—	〃	2,843,535	
〃・6～〃・7	8月	〃	1.05	231,729.5	2,611,806	経過年数=1
〃・8～〃・9	10月	〃	〃	〃	2,380,077	
〃・10～〃・11	12月	〃	〃	〃	2,148,348	
〃・12～11・1	2月	243,320	〃	231,733.3	1,916,615	
11・2～〃・3	4月	243,316	〃	231,729.5	1,684,886	
〃・4～〃・5	6月	〃	〃	〃	1,453,157	
〃・6～〃・7	8月	〃	1.1	221,196.3	1,231,961	経過年数=2
〃・8～〃・9	10月	〃	〃	〃	1,010,765	
〃・10～〃・11	12月	〃	〃	〃	789,569	
〃・12～12・1	2月	243,320	〃	221,200	568,369	
12・2～〃・3	4月	243,316	〃	221,196.3	347,173	
〃・4～〃・5	6月	〃	〃	〃	125,977	
〃・6～〃・7	8月	〃	1.15	211,579.1	(△85,602)	経過年数=3 支給停止終了

○ 平成12年8月期が遺族補償年金の支給の停止が終了する支払期月となる。

(規則附則第4条の8第2項に規定する「支給の停止が終了する月」は平成12年7月である。)

## 2 遺族補償年金記録簿の記入例

(上記1の(2)の例)

遺 族 補 償 年 金				
支 給 に 係 る 月	年 齢	支 払 年 月 日	支 払 金 額	備 考
平成 8年7月～ 年 月分	歳 34	年 月 日 ・ ・	円	停 止
8・8 ～8・9	34	・ ・		停 止
8・10 ～8・11	34	・ ・		停 止
10・12 ～11・1	36	・ ・		停 止
11・2 ～11・3	36	11・4・○	152,041	

(赤字で記入)

別紙 2

遺族補償年金支給停止期間計算調書

支給に係る月		控 除 額		前払一時金残額	備 考
年 月 ~ 年 月 ・ ~ ・	(支給すべき額)	(控除率)			年 月 日申出 年 月 日支払
	円 ÷	=	円	円	
・ ~ ・	÷	=			
・ ~ ・	÷	=			
・ ~ ・	÷	=			
・ ~ ・	÷	=			
・ ~ ・	÷	=			
・ ~ ・	÷	=			
・ ~ ・	÷	=			

(注) 「控除率」とは、規則附則第 4 条の 8 第 1 項第 2 号に規定する「100分の 5 に当該支払期月以後の経過年数を乗じて得た数に 1 を加えた数」をいう。(第 1 次改正・一部)